

令和5年度 第3次入間市地域福祉計画進行管理報告書

1 はじめに

第3次入間市地域福祉計画(計画期間令和元年～令和5年)がスタートして、最終の年度を迎えました。本計画の基本理念「助け合う住民 支え合う地域 優しさあふれるまち」の実現をめざし、「住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉サービスをめざそう」「一人ひとりのふれあいを大切にしよう」「みんなで福祉を支える地域をつくろう」の3つを計画の柱に掲げ、地域福祉を推進してまいりました。令和5年度における計画の進捗状況について報告いたします。

2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉サービスをめざそう <公助>

(1) 「総合的な地域ケアシステム」を構築する第一歩となる総合相談支援室が、「暮らしや福祉に関する悩みの相談場所」として令和4年4月に新設されました。従来の生活困窮者自立支援窓口と市民相談窓口を一体化し、既存の相談はもとより、複雑化・複合化した課題に対し包括的な支援を行う体制が確立されました。令和5年度の相談件数は、1,466 件。多い相談分野は、生活(住まい・収入・仕事等)に関する相談が 712 件、暮らし(相続・離婚・騒音・交通事故等)に関する相談が 458 件、病気・障害に関する相談が 154 件、家庭に関する相談が 92 件、高齢・介護に関する相談が 28 件、子どもに関する相談が 22 件となっており、「生活」や「暮らし」の相談が約8割を占めています。

(2) 平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、継続的、包括的、早期的な相談を受け、専任の相談員が事情に応じたプランを作成し、問題解決に向けて支援をおこなっています。令和5年度の相談者数は405件で、支援回数は 5,518 件でした。また、困窮世帯の中学生、高校生を対象に学習支援として、子どもの学習教室を開設しています。子ども学習教室参加者数は、23人ありました。

(3) 令和5年度から9カ所の地区センターが整備され、福祉総合相談窓口機能と連携し、行政・他機関・地域が一体となって包括的に向き合う体制づくりの更なる強化に期待しています。

(4) 認知症等により判断能力が十分でない方の権利擁護を推進するために、令和元年から社会福祉協議会と委託契約をして、法人後見事業を実施しています。

成年後見制度に係る相談を受け、申し出があった場合には、「法人後見運営委員会」での

調整を経て、社会福祉法人の後見人等の受任に繋がります。法人後見人相談件数は54件あり、受任件数も新規3件となっています。

市民後見人については、養成講座(基礎編)を開催し、10名の受講者のうち7名が課程を修了しました。現存の市民後見人に対しては、フォローアップ研修を実施し24名が受講した他、法人後見事業の支援員として活動しています。

今後も支援が必要な方の増加が見込まれる中、適切な支援へと繋げるために制度の担い手として活躍が期待される市民後見人を充実させるため、養成講座、フォローアップ研修等を開催すると共に、市民が安心して利用できるよう相談会等の実施と広報を継続的に行ってください。

(5)「子ども・子育て支援と障害者支援」については、令和4年7月1日に「入間市ヤングケアラー支援条例」を制定しました。本条例に基づき、ヤングケアラーの支援に関し、市の責務および保護者、学校、地域住民等、関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、社会全体で子どもの成長を支えるための環境づくりが進められています。令和5年4月に家事や家族の世話などを日常的に担っているヤングケアラーが、健やかに成長できる環境を整えるため、ヤングケアラーヘルパー派遣事業を開始しました。相談件数は30世帯70人、認定世帯は21世帯31人(小学生11人、中学生12人、高校生7人、その他1人)あり、ヘルパー派遣や学習支援、見守り活動等を行っています。

ヤングケアラーの早期発見・支援のため、引き続き市公式ホームページやチラシ、講演会等を通じて啓発・相談窓口等の案内を行って、困ったらすぐに声を上げられる体制整備に引き続き尽力してください。

(6) 児童発達支援センター「ういず」では、心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家庭が身近な地域で安心して暮らし、切れ目なく一貫した支援が行えるように、相談支援、児童発達支援、地域支援の3事業を実施しています。国立障害者リハビリテーションセンター学院と共催で子どもを支援する保育所(園)・幼稚園等の職員向けに研修を開催する等、地域の障害児保育の向上を目的としCLM(※)の活用を進めています。相談支援件数は初期相談数が636人、専門相談数が199人、児童発達支援利用者数が62人で延べ2,789人の利用がありました。

子どもの発達に関する気になる事や悩み事を、気軽に相談できる体制の構築を引き続き

期待します。

※CLMは「チェックリストイン三重」の略称で、すべての子どもの成長発達のために、
集団の中でこどもに対し適切な支援を行うことを目的に三重県が開発、推進して
いる手法であり、発達障害の有無に関わらずすべての子どもに有効な支援。

(7) 入間市障害者基幹相談支援センターは、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業者に対して専門的な指導・助言をおこなっています。令和5年度の相談件数は444件ありました。医療的ケア児等コーディネーターは、人口呼吸器やたんの吸引、胃ろう等の生活支援が日常的に必要な子どもの医療的ケア児等に対し、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要な支援を身近な地域で受けられるように調整をおこなっています。市職員3名と市内の障害者相談支援事業所の相談支援専門員3名の合計6名で、医療的ケア児 30 人、重症心身障害児14人の支援を行っています。

今後も医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられるよう更なる体制の充実を行ってください。

(8) 子育て支援事業は、入間市子育て世代包括支援センターを「いるティーきつずとよおか」(こども支援課内)と「いるティーきつずふじさわ」(健康福祉センター地域保健課内)の2カ所に整備して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、妊娠期から子育て期に至るまでの支援を提供しています。これからも、継続的な支援の実施を期待しています。

(9) 徘徊身元確認支援サービスは、認知症の方が道で迷ってしまった時等に身元確認の助けとなる物品を交付し、早期保護及び安全確保を図っています。身元確認ツールとして、爪Qシール、かかとステッカー、キーホルダーを配付しています、登録者数は413人となっています。対象者に比べ登録者が少ないようです。引き続きサービスの普及を図ることを行ってください。

(10) 避難行動要支援者の安全確保として「個別避難計画書」の作成は、75歳以上の高齢者世帯、障がいのある方、介護保険認定されている方等、災害時に自ら避難することが困難な方への支援として、避難行動要支援者同意名簿登録申請書を提出された方の個別避難計画書を作成しています。令和5年度対象者 16,948 人、登録者 2,995 人中計画書作成済み 272 人となっています、引き続き地域と連携して作成件数を増やし、避難行動要支援

者同意名簿等の内容を広報し対象者に知らせ、より実効性のある計画になることを望みます。災害時の安否確認や避難支援、日頃から顔が見える関係づくりに尽力をしてください。

3 一人ひとりのふれあいを大切にしよう <互助>

(1) 認知症の方が道で迷ってしまっても、地域の方が声をかけ合い見守ることで安全に帰宅できるよう、認知症の方への対応を学ぶ、いるま市声かけ運動推進会が主体となり「いるま市声かけ運動」を開催しました。

中学校 2 校、地域 5 カ所の計7団体が開催し、673 人の参加がありました。認知症の人だけでなく、困っている人を見かけたら、「どうしましたか？」と声をかけることで、誰もが安心して住み続けられる入間市を目指し、今後も日常のふれあいの中で気軽に助け合いができる「互助」仕組みづくりを進めてください。

(2) 地域活動の活性化の1つである「地域支え合い活動」は、福祉圏域単位で6組織、自治会内単位で4組織が活動をしています。福祉圏域単位で整備が進んでいない3圏域については、地域福祉コーディネーターを中心として、組織の必要性について理解を深め、市が設立に取り組めるように支援してください。また、高齢化等に伴い運営が困難になっている地区もありますが、今後も事業の継続ができるように支援してください。

4 みんなで福祉を支える地域をつくろう <自助、互助>

(1) 地域活動の担い手を育成するため、社会福祉協議会による、小学生～高校生を対象とした夏ボランティア体験事業、災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等が開催され、小学生から大人まで多世代の参加がありました。

地域住民のつながりを深め、生きがいや元気に暮らすきっかけとなる地域交流の場のサロン活動を支援する、サロン情報交換会を開催し、コロナ禍明けの運営に関するアンケートの実施報告と情報共有をおこない、26団体33人の参加がありました。

今後も様々な世代のボランティア育成に向けた機会を提供する等、広報も含め、参加しやすい環境づくりに努めてください。

(2) フードバンクの活動は企業や一般家庭から提供していただいた食品を様々な事情で食べ物が必要な人や福祉施設など、必要としているところに届ける支援を実施しています。対象世帯数は 3,229 世帯となっています。

(3) こども食堂は、市民団体や NPO 法人が低額又は無料で食事を提供し、子どもたちの

居場所や地域住民との交流の場所として、18団体が設立され、利用者数は延べ13,829人で316回の開催をされています。今後も必要な家庭等に支援が届くよう活動を継続し、広報に力を入れてください。

(4) 自殺・虐待対策に関しては、ゲートキーパー養成講座や関係機関との連携、庁内ワーキングチームでの自殺対策計画に関する調査・研究を実施しました。

虐待対策として、高齢者虐待対策では、地域での見守りや地域包括センター等への相談、介護者家族会や認知症カフェの開催、オレンジガーデニングプロジェクトの広報をおこなっています。児童虐待を防ぐために「児童福祉週間」「オレンジリボンキャンペーン」「児童虐待防止月間」に児童虐待防止のための啓発活動や、要保護児童対策地域協議会を行い多数の関係機関と連携を図っています。

(5) 障害者虐待対策では、地域での見守りや入間市障害者基幹相談支援センター等の関係機関の相談体制強化を行っています。

しかし、自殺者37人、虐待通報として、高齢者75人、子ども207人、障害者28人と年々増加傾向にあります。未然の防止に繋がることも特に必要と考えられます。みんなで支え合える地域づくりの推進を期待します。

(6) 外国人市民が母国語で生活相談ができる様に相談員3人(英語、スペイン語、中国語)を配置し、相談窓口112日開設、相談者161人が訪れました。英語・スペイン語は週1回、中国語は月1回開設したほか、英語相談に関しては通常の相談日の他、月2回予約制の相談、相談窓口開設日以外は85言語に対応する自動音声翻訳機(ポケトークS)3台で対応しています。また、年に2回東京出入国在留管理局職員同席の特別相談会を実施しています。同庁が実施する自治体向け通訳支援事業(電話による3者間通訳)を活用し、相談窓口開設日に関わらず各課窓口での迅速な対応ができるように体制を整えています。

日本語教室は、入間市国際交流協会と連携して2ヶ所で開催している開催日数58日、参加者数603人がありました。

入間市も年々外国人市民が増えています、日本語が分からなくて日常生活で不便な思いをしている外国人市民の生活支援と、地域における活躍の場を創出するためにも両事業の充実を望みます。

5 むすびに

令和6年度を初年度とする「第4次入間市地域福祉計画」の核となる重層的支援体制に

向けて、邁進されることを期待します。

以上、令和5年度の第3次入間市地域福祉計画に基づく進捗状況を報告します。

令和6年7月2日

入間市地域福祉計画進行管理委員会